

令和4年6月10日

第4回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和4年度第4回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日（金） 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（11名）

会 長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正		
委 員	2 番	永田麻衣	3 番	坂口政文
	5 番	清田伸一	6 番	上田佳子
	9 番	前川政樹	10 番	小山省三
			11 番	松本正利

推進委員 (二俣西) 藤本浩人 (二俣東) 松永浩敬

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 岩川 康幸
主 幹 木下 衣美

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、令和4年度第4回玉東町農業委員会総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。
山野会長	挨拶
事務局	ありがとうございました。 玉東町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため(一名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していますことを報告いたします。 また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。
議長(山野)	それでは、これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。 議事録署名委員は8番清田勇委員、9番前川委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の木下主幹を指名します。 よろしくお願いします。 つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請については今回2件の申請があがっております。まず1番から事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請について ＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。 譲受人は、隣町で一般貨物運送業を営われており、南関町に中継センター、御船町に営業所を設置されています。今後、物流にさらに機敏に対応できるようにするため、不足しているパレット置場として利用するため、今回申請されるものです。 申請地につきましては、3ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
清田伸一委員

5 番（清田） 別に問題は無いと思います。両サイドが山になっています。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（藤本） 小さな川があります。そこを潰さないようにしてもらえれば問題ないと思います。

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3 番（坂口） 水利として水田に使用することはありますか。

推進（藤本） 水田には影響はありません。

議長（山野） 他にありません

他に無いようですので、採決を行います。議案第 1 号、1 番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。

議長（山野） （全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号、1 番については、承認されました。つづきまして、2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 = 1 頁、議案第 1 号、2 番について議案書をもとに朗読=
それでは詳細について説明いたします。
譲受人は、地区公民館の駐車場が無いため、駐車場用地として譲り受けるため転用申請をされるものです。
譲受人は、農地転用の許可申請が必要なことを認識しなかったため、申請地は無断転用の状態となっておりました。そのため、今回、顛末書を付け農地転用の申請をされるものです。
申請地は、4 ページの地図をご覧ください。農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外で、集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
清田伸一委員

5 番（清田） 駐車場として、もう完成しており問題は無いと思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明
がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
松永推進委員

推進（松永） 元々駐車場が無かったので、使ってくださいということで使われてお
りますので、問題は無いと思われます。

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑は
ありませんか。

3 番（坂口） 譲受人のあずま会とありますが、個人とかですか。

事務局 この会は、地縁団体です。地区公民館の代表です。

議長（山野） 他に無いようですので、採決を行います。議案第 1 号、2 番の案件
について、承認される方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号、2 番については、承認されました。

議長（山野） 続きまして、日程第 3、議案第 2 号農用地利用集積計画の決定につ
いてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 5 ページをお開きください。(朗読)
6 ページをお開きください。

議案第 3 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1
項の規定に基づき、玉東町長から令和 4 年 5 月 25 日付けで、農用地
利用集積計画の決定を求められているところでございます。
7 ページをお開きください。(総括表の説明)
8 ページをお開きください。

事務局

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が3件です。面積は、樹園地が2筆で3,831㎡、田が5筆で7,728㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
2. 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。
3. 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（山野）

異議が無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については（案）のとおり決定致します。

議長（山野）

続きまして、その他ですが事務局から何かありませんか。

事務局

1. 令和4年田畑売買価格等に関する調査について

他にありませんか

議長（山野）

それでは以上をもちまして、第4回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時20分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年6月10日

玉東町農業委員会会長

㊟

8番委員

㊟

9番委員

㊟